2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦予選大会

試合実施要項

第１条〔趣旨〕

本実施要項は、リーグ規約（以下、「規約」という）第４７条第３号に定める公式試合として、「2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦」（以下、「２部入替戦」という）に出場するチームを決定するために実施する「2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦予選大会」（以下、「予選大会」という）に関して定める。

第２条〔名称〕

2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦予選大会

第３条〔主催〕

公益財団法人日本サッカー協会／一般社団法人日本女子サッカーリーグ

第４条〔主管〕

一般社団法人日本女子サッカーリーグ／株式会社Ｊヴィレッジ

第５条〔協賛〕

トップパートナー：株式会社プレナス
オフィシャルスポンサー：株式会社日本トリム、中野冷機株式会社
オフィシャルサプライヤー：株式会社モルテン

第６条〔大会期日〕

２０２６年９月２６日（土）～９月２８日（月）

第７条〔会場〕

福島県・ナショナルトレーニングセンター　Ｊヴィレッジ（天然芝）

第８条〔２部入替戦出場チームの決定について〕

⑴　予選大会１位チームは入替戦を実施せず、次年度ＮＬ２部へ加盟する権利を有する。
⑵　２部入替戦出場チームは予選大会２位の１チームとする。
⑶　なでしこリーグ（以下、「リーグ」という）所属のチームが２チーム以上退会等により加盟資格を喪失する場合、理事会において入替戦の取り扱いを審議し決定する。

第９条〔2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦について〕

⑴　なでしこリーグ２部（以下、「ＮＬ２部」という）の１２位チームと予選大会２位チームが入替戦を行う。
⑵　ＮＬ２部１２位チームが、退会等により加盟資格を喪失する場合、第１項に定める入れ替えは行わず、１１位チームと予選大会２位チームが入替戦を行う。

第１０条〔予選大会出場資格〕

⑴　２０２６年８月２８日(金)午前中までに公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という）への選手登録およびリーグ登録を完了した選手のみが予選大会への出場資格を有する。なお、リーグへの選手登録票の提出は８月２７日(木)１２時までとする。ただし、小学生以下は認めない。

⑵　下部組織チームの選手登録：下部組織チームは、協会の「クラブ申請」登録を行ったチームであること。ただし、リーグ登録チームと異なる種別区分（Ｌリーグ、一般以外）のチームに限る。

⑶　選手は、試合出場に際し、協会の発行した電子選手証をカラー印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第１１条〔参加チームおよびその数〕

ＮＬ２部加盟申請を行ったチームで、加盟相当とされた３チーム。

第１２条〔大会の方式〕

本大会は、前項の３チームが１回戦総当たりのリーグ戦を行う。なお、組み合わせは８月１９日（水）に抽選にて行う。

第１３条〔試合の勝敗の決定〕

⑴　本大会の全ての試合は９０分間（前後半各４５分）とする。ハーフタイムは原則として１５分間を確保するものとする。勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーシュートアウト（以下、「ＰＫ戦」という。各チーム５人ずつ。勝敗が決定しない場合は、６人目以降は１人ずつで、勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。

⑵　全試合が終了した時点で、勝点（勝利３点、ＰＫ勝利２点、ＰＫ敗戦１点、敗戦０点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は次の、第１号から第７号の順序により順位を決定する。

①　勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の勝点数

②　勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の得失点差

③　勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の得点数

上記第１号から第３号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第１号から第３号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第４号から第７号の順序により順位を決定する

④　全試合における総得失点差

⑤　全試合における総得点数

⑥　全試合の反則ポイントの少ない順

A)　退場１回につき３ポイント

B)　警告１回につき１ポイント

C)　出場停止試合１試合（警告累積による出場停止処分も含む）につき退場１回の３ポイント

D)　１試合で警告２回による退場は１回３ポイント

E)　１試合で警告１回に続く退場は１回４ポイント

⑦　抽選

⑶　本条第１項のＰＫ戦は、次の各号の定めに従いおこなうものとする。

①　ＰＫ戦に入る前のインターバルは１分間とする

②　ＰＫ戦に参加できる者は、試合終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ試合終了までに選手交代が５名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる

③　ＰＫ戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行なわずに使用するゴールを決定することができる。ＰＫ戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第１４条〔エントリー〕

⑴　本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフを届け出る手続きをいう。

⑵　エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「メンバー提出用紙」をマッチコミッショナーに提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の１２０分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第１６条に定める場合を除き、認められない。

⑶　予選大会における１チームあたりのエントリー上限人数は、選手については１８名とする。チームスタッフについては６名とする。

第１５条〔外国籍選手〕

⑴　リーグ登録することができる外国籍選手の人数は、５名以内とする。

⑵　各試合にエントリーすることができる外国籍選手の１チームあたりの上限は、３名とする。

第１６条〔エントリー完了後の選手変更〕

⑴ エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。

① 負傷または急病等チームの責めに帰さない事情による場合

A)　先発予定選手を変更する場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる

B) 控え選手を変更する場合

新たな選手を控え選手とすることができる

② リーグメンバー提出用紙への誤記入その他チームの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合

A)　先発予定選手に不備があった場合

控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控

え選手とすることはできない

B) 控え選手に不備があった場合
新たな選手を控え選手とすることはできない

⑵ エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。

A) 急病等チームの責めに帰さない事情による場合
新たなチームスタッフに変更することができる

B) リーグメンバー提出用紙への誤記入その他チームの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合
新たなチームスタッフに変更することはできない

⑶ 前２項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第１７条〔選手の交代〕

⑴ 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。（以下、本項に基づく交代を「通常交代」という）。

① 選手の交代人数は、５名以内とする
② 選手の交代は、１試合合計３回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする
③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。

⑵ 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。

① 脳振盪またはその疑いのある選手の交代（以下「脳振盪交代」という）は通常交代に含まれない
② 発生した脳振盪またはその疑いのある選手の人数にかかわらず、１試合において各チームが得られる脳振盪交代の交代人数の上限は１名、交代回数の上限は１回とする
③ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、交代人数１名、交代回数１回を追加で行うことができる（以下、本号に基づく交代を「追加交代」という）
④ １試合において各チームが行える追加交代の交代人数の上限は１名、交代回数の上限は１回とする。なお、追加交代は理由如何を問わず使用できる
⑤ 脳振盪交代および追加交代は、通常交代と異なる交代であると判別できる手続きで行われなければならない。各交代の具体的な手続きについてはリーグが別途定めるものとする
⑥ 脳振盪交代、追加交代および通常交代のうち２種類以上の交代を同時に行った場合、それぞれの種類の交代につき、１回ずつ交代したものとみなす

⑶ 選手の交代は、リーグが指定した交代用紙を用いて行うものとする。

第１８条〔競技規程〕

⑴ 国際サッカー連盟（ＦＩＦＡ）および２０２６年度協会制定の「サッカー競技規則 2026/27」に従う。

⑵　交代要員はピッチの周辺でウォーミングアップする際、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
⑶　ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。
⑷　戦術的指示はあらかじめ「メンバー表」に記したチーム選手・スタッフのうち、その都度１名が、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。
⑸　主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは２名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的速やかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

第１９条〔警告・退場〕
⑴　入替戦と予選大会は懲罰規程上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点で未消化の出場停止処分は入替戦において順次消化する。ただし、警告の累積による出場停止処分を除く。
⑵　本大会期間中に、異なる試合で警告を２回受けた者は、次の１試合に出場できない。ただし予選大会における警告の累積は入替戦へ持ち越さないものとする。
⑶　本大会において退場を命じられた選手等は次の１試合に出場できず、それ以降の処置についてはリーグ規律委員会において決定する。（なお、処置は協会懲罰規程に準ずる）
⑷　チームは協会、リーグの決定によりベンチ入り資格を停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
⑸　前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
⑹　第４項に定める者のうち、試合中に退場を命じられたチームスタッフは、フィールド内には留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム控え室および更衣室にも入室してはならない。
⑺　前２項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。

第２０条〔ユニフォーム〕
⑴　ユニフォームは協会の「ユニフォーム規程」に準ずる。
⑵　８月２７日（木）１２時までに、リーグが指定するユニフォームに関する登録票を提出すること。
⑶　正・副２組のユニフォームを登録しなければならない。（ＦＰ、ＧＫともに）
⑷　ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合は、８月２８日（金）までに協会に承認されたものとする。
⑸　予選大会において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム使用計画書」による。
⑹　何らかの事情によりＧＫの控え選手がいない場合は、必ず試合当日のマッチ・コーディネーション・ミーティングにおいて、事前に審判団とユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）の現物を確認する。なお、チームの選手登録でＧＫポジションとしての登録が１名のみのチーム、またはチームの戦略上、試合の選手エントリーにサブＧＫを登録していないチームは、必ず交代でＧＫとして出場するフィールドプレーヤ

一の背番号がつけられる状態のＧＫユニフォームを用意すること。また、上記の場合以外での何らかの事情によりサブＧＫの試合エントリーが出来ない場合もしくは、交代枠を使い切った後でのＧＫの交代など、緊急的措置としてＧＫユニフォームを交代で入るフィールドプレーヤーに着用させてＧＫとしてプレーすることができる。

第２１条〔審判員〕

⑴　主審については、リーグより協会に、協会登録の２級以上の審判員の派遣を依頼する。副審および第４の審判員については、２級以上の審判員の派遣を協会に依頼する。

⑵　主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、副審または第４の審判員はマッチコミッショナーの承認のもとに主審または副審を務めることができる。なお、審判員の補充等に関しては、リーグと協会の審判委員会が協議のうえ対応を決定する。

⑶　審判の会場到着は、キックオフ１００分前とし、９０分前にマッチコミッショナーとフィールドインスペクションをおこない、キックオフ７０分前におこなわれるマッチ・コーディネーション・ミーティングに出席しなければならない。

⑷　審判員の手当て等は次の通りとする。

①　手当て　主審：１０，０００円　副審：７，０００円　第４の審判員：５，０００円（消費税等別）

②　交通費、宿泊費はリーグ「旅費規程」による

⑸　緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは次の通りとする。

①　試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない

②　試合途中から、より責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合、および試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う
手当て　主審：７，０００円　副審：４，９００円　第４の審判員：３，５００円（消費税等別）
試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う

③　試合が中止になった場合の交通費は次のとおりとする。
会場に到着していた場合および自宅を出発し会場に向かった場合は全額を支給する。
自宅に待機していた場合は交通費の支給は行わない

第２２条〔マッチコミッショナー〕

⑴　マッチコミッショナーは規律委員会が推薦し、理事会が承認し、理事長が任命し、各試合に派遣される。

⑵　マッチコミッショナーはキックオフ時刻の１２０分前までにスタジアムに到着すること。

⑶　マッチコミッショナーは「マッチコミッショナー規定」に従うものとする。

⑷　マッチコミッショナーの手当て等は以下の通りとする。
手当て：１１，０００円（消費税等別）
交通費・宿泊費：リーグ「旅費規程」による

⑸　試合が中止された場合の手当て等の支払いは次の通りとする。

①　マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし
交通費：リーグ「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：７，４００円（消費税等別）
交通費：リーグ「旅費規程」による

③ 試合途中に中止が決定した場合
手当て：１１，０００円（消費税等別）
交通費：リーグ「旅費規程」による

第２３条〔マッチ・コーディネーション・ミーティング〕

各試合キックオフ時刻の７０分前にマッチ・コーディネーション・ミーティングを開催する。お互いに確認事項をチェックし円滑な試合運営が行えるようにする。

出席者は次の通りとする。

① 両チームの監督または代表者
② マッチコミッショナー
③ 審判団（主審、副審、第４の審判員）
④ 運営責任者
⑤ その他必要と考えられる運営担当者

第２４条〔試合球〕

ＮＬ２部２０２６年公式球モルテン『ヴァンタッジオ４９００』（品番：Ｆ５Ｎ４９００）（５号球）

第２５条〔試合の中断および中止について〕

主審がマッチコミッショナーおよび運営責任者、リーグと協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび運営責任者、リーグが協議のうえ決定する。

第２６条〔敗戦とみなされる場合〕

⑴ 公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として０対３で敗戦したものとみなされる。その場合の得点の得点者は記録されない。

⑵ いずれか一方のチームがキックオフの時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から４５分間待機する義務を負う。待機時間内に、スタジアムに現れなかったチームは、０対３で敗戦したものとみなされる。

第２７条〔中止となった試合の記録〕

試合がキックオフされた後に中止となり、リーグ規約第７０条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

① ９０分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において違反行為が行われた疑いのある場合、リーグ規約第７５条各号に該当するものがいた場合、規律委員会により審議が行われる

② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される

③　中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

第２８条〔費用〕

⑴　参加チームの交通費、宿泊費等参加に関わる費用は参加チームの負担とする。

⑵　参加チームは参加料として５０万円（内税）/１チームを事前にリーグの指定口座に振込むこととする。

（入金締め切り：９月１１日（金）１２時迄入金　※請求書を発行します）

⑶　審判費、マッチコミッショナー費、会場費等運営に関わる費用はリーグが負担する。

第２９条〔その他〕

⑴　傷害補償について

参加者全員は各チームの責任において傷害保険に加入していること。試合会場では応急処置のみとする。

⑵　宿泊の手配について

Ｊヴィレッジ（別途送付の「2026 プレナスなでしこリーグ２部入替戦予選大会宿泊要項」を参照）、または近隣の宿泊施設にて各チームが独自で行うこと。

⑶　本要項に規定されていない事項については、リーグが協議のうえ決定する。